

川崎市公告第687号

一般競争入札について次のとおり公表します。

令和8年3月5日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度ロケ地川崎推進事業実施委託

(2) 履行場所

川崎市内

(3) 履行期限

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 業務概要

映画やテレビなどの制作事業者等からの市所管施設及び市内の総合的なロケ相談、ロケ受入に伴う市所管施設の関係部署との連絡調整、新たなロケ地の収集・発掘、ロケ地等を通じた魅力発信業務（ホームページ等による発信）、ロケ地活用等に向けた研修会等開催業務、ロケ情報誌作成業務等。

※詳細は仕様書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」で登録されている者。
- (4) 過去5カ年以内に、本市又はその他の官公庁における類似業務を受託し、履行完了した実績があること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書等は、川崎市ウェブサイト「入札情報」から「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードしてください。

(1) 申込書の提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 21階

川崎市市民文化局市民文化振興室 映像のまち推進担当

電話 : 044-200-2433

FAX : 044-200-3248

E-Mail : 25bunka@city.kawasaki.jp

(2) 申込書等の提出期間

令和8年3月5日～令和8年3月11日

午前9時～正午、午後1時～午後4時

※ただし土日祝日を除きます。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)に示した資格の確認ができる書類の写し

※提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

※書類の提出に不備がある場合、無効となる場合がありますので御注意ください。

(4) 提出方法

持参(持参以外は無効とします)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、令和8年3月13日までに、令和7・8年度川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した電子メールアドレスに、入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、申請者がメールアドレスを登録していない場合にはFAXで送付します。なお、併せて入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

5 仕様に関する問合せ

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認めた者からの質問の受付・回答方法は次のとおりです。なお、質問書は川崎市ウェブサイト「入札情報」から「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードしてください。

(1) 質問受付方法

質問書により、3(1)の電子メール又はFAX送信後、所管課まで電話連絡してください。郵送による提出は認めません。

(2) 質問受付期間

令和8年3月13日～令和8年3月17日 午前9時～正午、午後1時～午後4時
※ただし土日祝日を除きます。

(3) 回答方法

令和8年3月23日までに、入札参加資格があると認めた者に電子メール又はFAXにて送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法 持参による紙入札

(2) 入札・開札の日時 令和8年3月27日 午後2時

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎 2002 会議室

- (4) 入札保証金 免除
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格の無い者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

- (1) 契約保証金
 - ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
 - イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければいけません。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3（1）と同じです。
- (4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。